

岩手県告示第857号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡地方法務局長から次のとおり通知があった。

平成24年12月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 花巻市東和町土沢5区、土沢8区、石鳥谷町上ロ一丁目、上ロ二丁目及び上ロ三丁目
- （2） 公共測量を実施する期間 平成24年12月6日から平成25年3月8日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（登記所備付地図修正業務及び基準点設置作業）
- 2（1） 公共測量を実施する地域 奥州市前沢区字五十人町地内
- （2） 公共測量を実施する期間 平成24年12月6日から平成25年3月8日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（登記所備付地図修正業務及び基準点設置作業）
- 3（1） 公共測量を実施する地域 宮古市佐原二丁目、佐原三丁目、佐原四丁目及び日の出町
- （2） 公共測量を実施する期間 平成24年12月6日から平成25年3月8日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（登記所備付地図修正業務及び基準点設置作業）